



ポスト枠組みを踏まえた次期国家戦略（案）、 地域戦略について

令和5年2月16日

環境省自然環境局



生物多様性とは

すべての生物の間に違い（変異）があることをいい、
種内（遺伝子）、種間（種）、生態系 という3つのレベルでの多様性がある。

同じ種の中で、また種の間でも違いがあることで…

● 様々な恵みが得られる

- ・ 食材、薬
- ・ 木材、衣類（綿・絹・麻）
- ・ 景観（松林、ブナ林、田んぼ、里山）
- ・ 文化の根源。癒しや閃き。
- ・ 洪水を防ぐ機能（森林、湿地）
- ・ 高潮を防ぐ機能（海岸防災林やサンゴ礁）



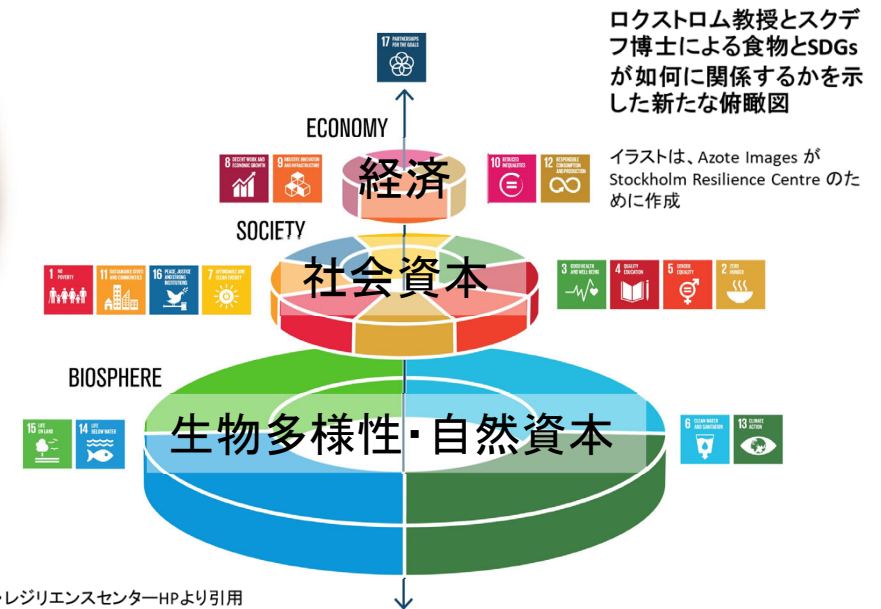
● 生産性・適応力・強靭性が増す

- ・ 光合成、貯留、捕食、分解と様々な機能
- ・ 厳しい環境で育つ種、よく増える種等様々な特性
- ・ 病気に強い個体、寒さに強い個体等種内の様々な強み
- ・ 生態系全体の生産性が高くなる
- ・ 複雑に絡み合い、補完し合い、変化に強くなる
- ・ これにより生き延び、進化につながってきた



生物多様性・自然資本は社会経済の基盤

※自然資本：森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本（ストック）のこと

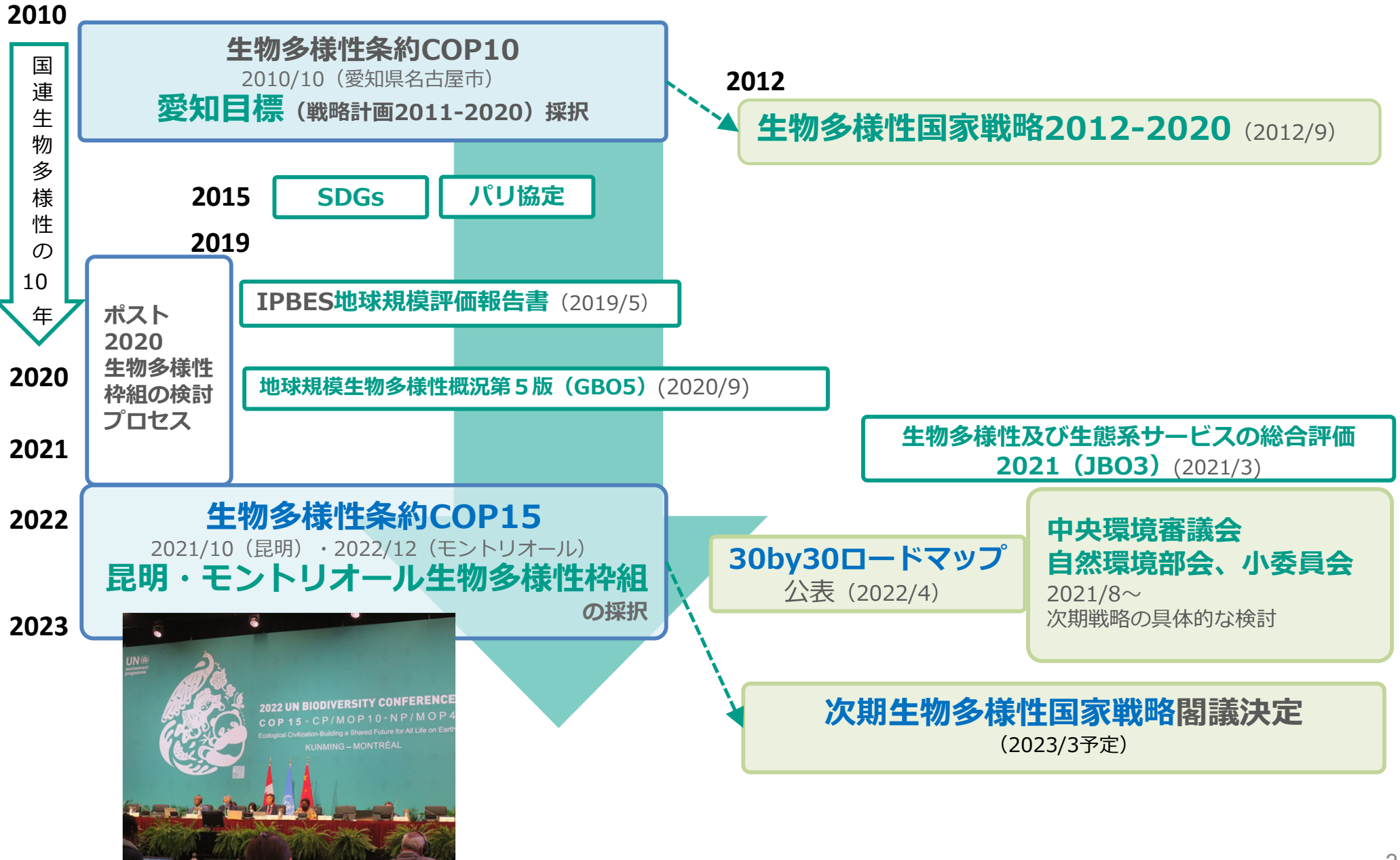


ストックホルム・レジリエンスセンターHPより引用
<http://www.stockholmresilience.org/research/research-news/2016-06-14-how-food-connects-all-the-sdgs.html>

昆明・モンリオール生物多様性枠組と 次期生物多様性国家戦略に係る国内外の動き

国際的な動き

国内での動き



生物多様性国家戦略のあゆみ

生物多様性条約第6条

“生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成する”

条約締結を受けて
速やかに策定

1995年：生物多様性国家戦略 ①

2002年：新生物多様性国家戦略 ②



3つの危機^(※)を提示
自然共生社会の打ち出し

(※) 3つの危機

1. 開発など人間活動による危機
2. 自然に対する働きかけの縮小による危機
3. 人間により持ち込まれたものによる危機

2007年：第三次生物多様性国家戦略 ③



3つの危機に加え、
地球温暖化による
危機の追加



2010年：生物多様性国家戦略2010 ④

2010年 愛知目標
(戦略計画2011-2020)

生物多様性
基本法
(2008年制定)
に基づく
法定計画に



愛知目標を踏まえた
国別目標の設定
東日本大震災の経験⁴

昆明・モントリオール生物多様性枠組
を踏まえ策定予定

2023年(予定)：次期生物多様性国家戦略 ⑥

2022年
昆明・モントリオール生物多様性枠組

2012年：生物多様性国家戦略2012-2020 ⑤

次期生物多様性国家戦略のこれまでの検討と今後の予定



2020年	2020年1月～ 2021年7月	次期生物多様性国家戦略研究会（計9回） …主要課題の洗い出しや対応の方向性について検討
2021年	8月27日	第44回中央環境審議会自然環境部会 …生物多様性国家戦略の変更について（諮問、報告）
	11月26日	第1回生物多様性国家戦略小委員会 …論点、環境省の施策紹介、関係省庁からの施策ヒアリング
	12月17日	第2回生物多様性国家戦略小委員会 …関係団体からのヒアリング①
2022年	1月19日	第3回生物多様性国家戦略小委員会 …関係団体からのヒアリング②、ヒアリング結果とそれを踏まえた骨子案
	3月22日	第4回生物多様性国家戦略小委員会 …素案審議
	4月8日	30by30ロードマップ公表
	7月11日	第5回生物多様性国家戦略小委員会 …素案審議
	8月10日	第45回中央環境審議会自然環境部会 …生物多様性国家戦略素案について（審議）
	12月	生物多様性条約COP15第二部（12月7～19日）において、 昆明・モンリオール生物多様性枠組の決定
2023年	1月23日	第6回生物多様性国家戦略小委員会
	1月30日～ 2月28日	パブリックコメント、地方説明会
	3月	生物多様性国家戦略小委員会、中央環境審議会自然環境部会合同開催 閣議決定（見込み）

2050年ビジョン
自然と共生する世界

2030年ミッション
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2050年ゴール

ゴールA
保全

ゴールB
持続可能な利用

ゴールC
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD
実施手段の確保

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定
- 2: 自然再生
- 3: 30by30
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 緑地親水空間の確保
- 13: 遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネスの影響評価・開示
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

(参考) 昆明・モンリオール生物多様性枠組



2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

- A**
- 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
 - 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
 - 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護
- B** 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化
- C** 遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献
- D** 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
- 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化
- 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置を取り、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
- 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
- あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
- 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 先住民及び地域社会、女性及び女兒、子ども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

【位置づけ】

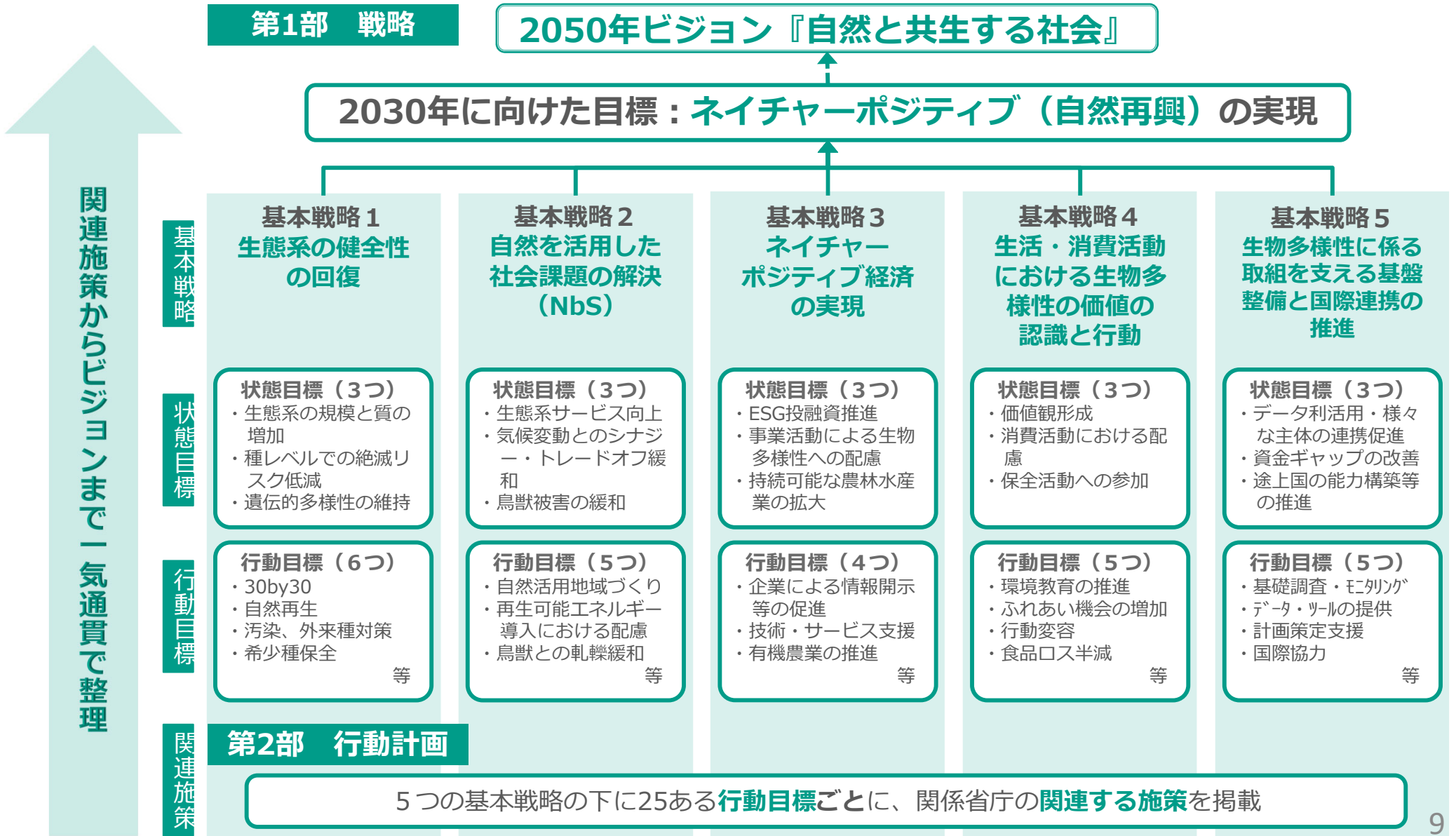
- ✓ 新たな世界目標「**昆明・モンリオール生物多様性枠組**」に対応した戦略
- ✓ 2030年**ネイチャーポジティブ**を目指し、**生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）**を守り**活用**するための戦略

【ポイント】

- ✓ 生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた**社会の根本的変革**を強調
- ✓ **30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、生態系による恵みを維持回復
- ✓ **自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組）の推進

次期生物多様性国家戦略案の骨格

「2050年自然共生社会」「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向け、5つの基本戦略、基本戦略ごとの状態目標（あるべき姿）・行動目標（なすべき行動）、個別施策を各行動目標に紐づけることで、**戦略全体を一気通貫**で整理するとともに、進捗状況を効果的に管理



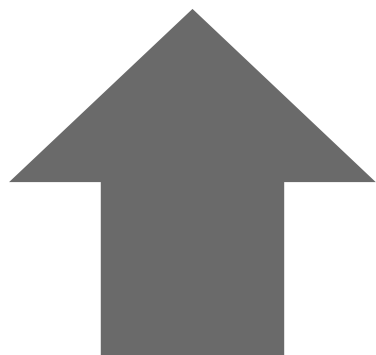
ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

昆明・モンリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界

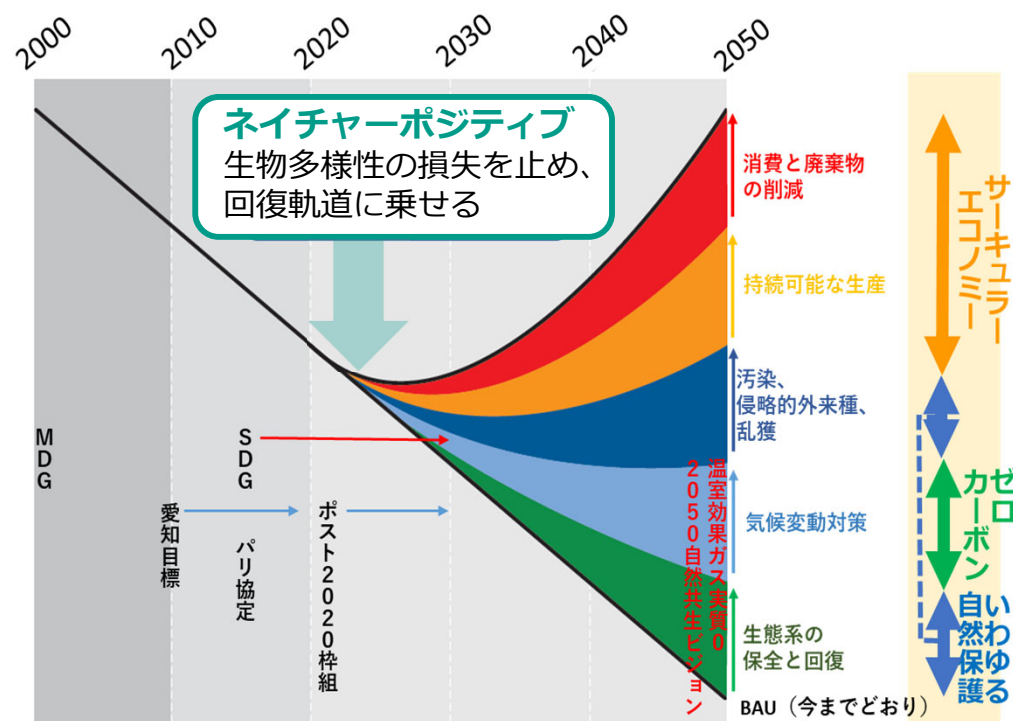
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる



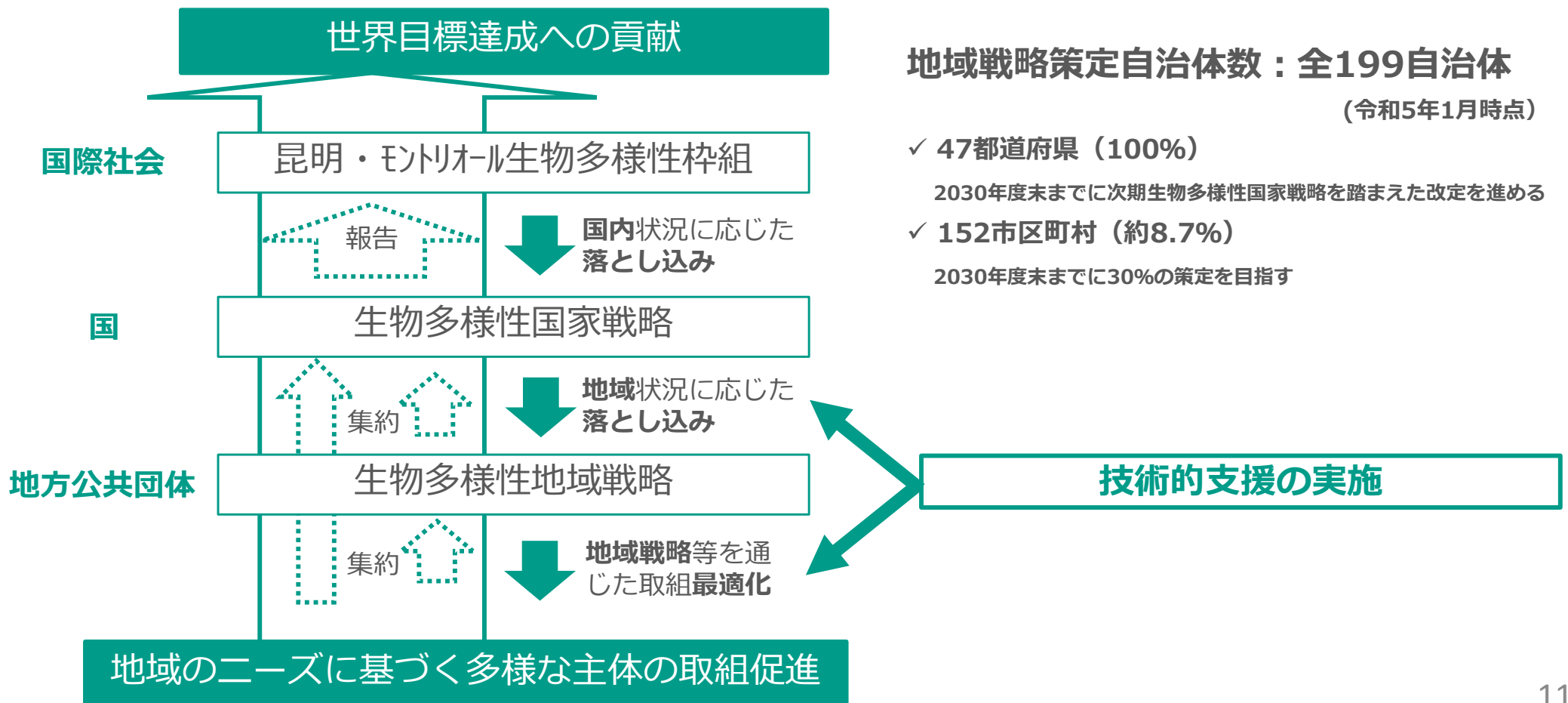
生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GB05) (2020)

ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方

次期生物多様性国家戦略の着実な実施と生物多様性地域戦略

- ・ 生物多様性の保全には、**地域での取組が極めて重要**。その取組を担う地方公共団体や地域の民間企業・団体の役割は大きい。
- ・ 地域の生物多様性の特徴や社会的条件を踏まえた**独自性のある地域戦略**による**世界目標から地域目標まで整合・一貫した取組が重要**。
- ・ 手引きの改定や技術的支援等を進め、**次期国家戦略を踏まえた地域戦略の策定・改定を推進**。



- 生物多様性**国家戦略**を踏まえ、**地域目標等**を設定する際の考え方を提示
- 地域の課題解決等に活用できる**目標例**を提示
- 地域戦略を作成する際に参考にできる「**ひな形**」を例示
- **他の行政計画**（環境基本計画、地方版総合戦略）等との**連携強化、統合的な策定**について記載
- **複数自治体による地域戦略の共同策定**も重視



- 生物多様性の状況や地域が抱える社会課題等は、地域によって多様であるため、**各地域が地域に根ざした地域戦略を策定いただくことが期待**されます
- このため、30by30等、国家戦略の推進に当たって**地域の力をお借りしたい取組**もありますが、「手引き」に記載の全ての内容を一律に自治体に要求するものではありません
- 地域戦略を検討するに当たって、「手引き」が**一つの助言**となれば幸いです

現行の「生物多様性地域戦略策定の手引き」
(平成26年3月改定版)

新たな「手引き」は次期国家戦略策定後、各種調整等を経た上で令和5年度早期に公表することを目指しています

参考：地域、企業そして一人ひとりの力を結集して オールジャパンで取り組む30by30目標



30by30目標 = 2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標

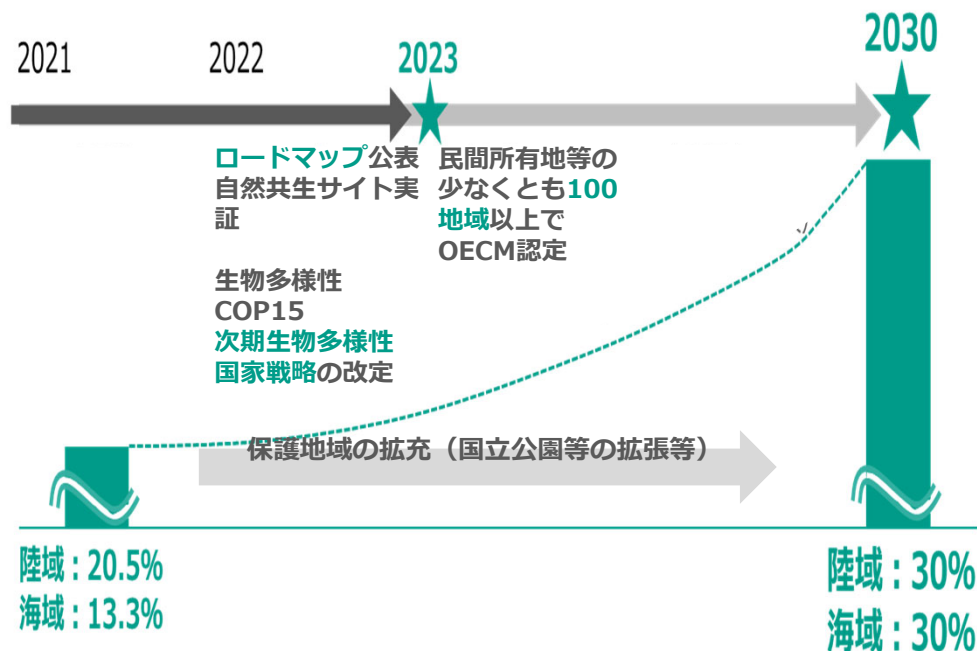
30by30ロードマップ

- ・国内での目標達成に向け、COP15に先立ち「30by30ロードマップ」を2022年4月に公表
- ・国立公園等の保護地域の拡充のみならずOECDの認定※により目標達成と同時に企業価値の向上や交流人口の増加を通じた地域活性化につなげる

※OECDの認定：

OECDとは、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（里地里山、企業の水源の森等）認定制度について、現在実証を行っており、令和5年度より正式運用開始予定

国内における30by30目標達成への道筋



生物多様性のための30by30アライアンス

- ・環境省、経団連、NGO等を発起人とし、30by30を進めるための有志連合「生物多様性のための30by30アライアンス」を2022年4月に発足
- ・企業、自治体、NPO法人等、計366者が参加（2023年2月8日現在）
- ・自らの所有地や所管地内のOECD登録や保護地域の拡大等を目指す

（自治体：宮城県、新潟県、兵庫県豊岡市など）
（企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど）

30by30アライアンスロゴ



モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

ご静聴ありがとうございました
